平成22年国勢調査福井県独自集計報告書 ~人口等基本集計分~



平成24年5月

福井県総合政策部政策統計課

目 次

分析・取りまとめの趣旨と	視点1
用語の説明	1
第1部 概要	7
第1章 総人口、総世帯数	7
1 総人口	7
2 人口集中地区の人口	8
3 総世帯数	10
第2章 年齢・男女別人口	、配偶関係12
1 福井県の人口ピラミ	ッド12
2 年齢別割合(3区分)。	と平均年齢13
3 配偶関係	15
第3章 世帯の状況	19
1 世帯規模	19
2 世帯の家族類型	21
第4章 住居の状況	24
1 住宅の所有関係	24
2 住宅の建て方	$\cdots \cdots 25$
3 家族類型別、年齢別	住居の状況26
第5章 高齢者の状況	28
1 高齢者のいる世帯	28
2 様々な観点から見た	高齢者の状況32
3 高齢単身世帯	34
4 高齢夫婦世帯	37
第6章 子どものいる世帯	の状況39
1 子どものいる一般世	帯39
2 子どもと高齢者のい	る世帯41
3 最年少の世帯員	41
第2部 統計表	
(総人口、総世帯数)	
第 1 表 人口の推移ー	県、35 市町村(大正9年~平成22年)
第 2 表 人口集中地区	人口および面積の推移(昭和 60 年~平成 22 年)
第 3 表 人口,人口增	減(平成 17 年~22 年),面積および人口密度-県、35

市町村

(年齡・男女別人口、配偶関係)

- 第 4 表 男女別人口および世帯の種類(2区分)別世帯数の推移-県、35市町村(昭和60年~平成22年)
- 第 5 表 年齢(5歳階級), 男女別人口-県、35市町村(平成22年)
- 第 6 表 年齢別割合 (3 区分) および平均年齢の推移 県、35 市町村 (昭和 60 年~平成 22 年)
- 第 7 表 配偶関係 $(4 \, \text{区} 3)$, 年齢 $(5 \, \text{歳階級})$, 男女別 $(4 \, \text{E} 3)$ 元県 $(4 \, \text{E} 3)$ 元 $(4 \, \text{E} 3)$ 元
- ※ 第 8 表 50 歳時の男女別未婚率の推移-県、35 市町村(昭和60年~平成22年)

(世帯の状況)

- 第 9 表 世帯人員(10区分)別一般世帯数,一般世帯人員および1世帯当たり人員-県、35市町村(昭和60年~平成22年)
- 第10表 世帯人員(2区分)別一般世帯数,一般世帯人員および1世帯当たり 人員の推移一県、35市町村(昭和60年~平成22年)
- 第11表 世帯人員(2区分),配偶関係(4区分),年齢(5歳階級),男女別一 般世帯人員-県(昭和60年~平成22年) 第11-2表は平成2年~
- ※ 第12表 世帯の家族類型(旧16区分)別一般世帯数,一般世帯人員,親族人員および1世帯当たり親族人員の推移(3世代世帯ならびに母子世帯および父子世帯-特掲)-県、17市町(昭和60年~平成22年)
- ※ 第13表 住世帯の家族類型(16区分)別一般世帯数,一般世帯人員および1 世帯当たり人員の推移(3世代世帯ならびに母子世帯および父子世帯 ー特掲)-県、市町(昭和60年~平成22年)

(住居の状況)

- 第14表 住居の種類・住宅の所有の関係 (7区分) 別一般世帯数,一般世帯人員,1世帯当たり人員面積の推移一県(昭和60年~平成22年)
- 第15表 住宅の建て方(4区分),住宅の所有の関係(6区分)別住宅に住む一般世帯数,一般世帯人員,1世帯当たり人員の推移-県(昭和60年 ~平成22年)
- ※ 第16表 世帯の家族類型(旧16区分),住宅の所有の関係(6区分),住宅の 建て方(4区分)別住宅に住む一般世帯数および一般世帯人員(3世 代世帯-特掲)-県、市町(平成17~22年)
- ※ 第17表 世帯の家族類型(16区分),住宅の所有の関係(6区分),住宅の建て方(4区分)別住宅に住む一般世帯数および一般世帯人員(3世代世帯-特掲)-県、市町(平成17~22年)

※ 第18表 住居の種類・住宅の所有の関係(8区分),年齢(5歳階級),男女別 一般世帯人員-県、17市町(平成17~22年)

(高齢者の状況)

- ※ 第19表 65歳以上親族のいる一般世帯数,一般世帯人員および65歳以上親族人員の推移一県、35市町村(昭和60年~平成22年)
- ※ 第20表 65歳以上世帯員のいる一般世帯数,一般世帯人員および65歳以上世帯人員の推移一県、35市町村(昭和60年~平成22年)
- ※ 第21表 世帯の家族類型(旧16区分)別65歳以上親族のいる一般世帯数, 一般世帯人員および65歳以上親族人員の推移一県(昭和60年~ 平成22年)
- ※ 第22表 世帯の家族類型 (16区分) 別65歳以上世帯員のいる一般世帯数,一般世帯人員および65歳以上世帯員の推移-県(昭和60年~平成22年)
- ※ 第23表 世帯の家族類型(16区分)別75歳以上世帯員のいる一般世帯数,一 般世帯人員および75歳以上世帯員の推移-県(昭和60年~平成22年)
- ※ 第24表 世帯の家族類型(16区分)別85歳以上世帯員のいる一般世帯数,一 般世帯人員および85歳以上世帯員の推移-県(昭和60年~平成22年)
- ※ 第25表 世帯の家族類型(旧16区分)別65歳以上の親族のみの世帯数および世帯人員(うち75歳以上・85歳以上の親族がいる世帯数および世帯人員-特掲)-県、17市町(平成22年)
- 第26表 世帯の家族類型(16区分)別65歳以上世帯員のみの世帯数および世帯人員(うち75歳以上・85歳以上世帯員がいる世帯数および世帯人員一特掲)一県、17市町(平成17~22年)
- ※ 第27表 世帯人員(7区分),年齢(5歳階級),男女別高齢者数-県、17市町 (平成22年)
- ※ 第28表 住居の種類・住宅の所有の関係(7区分),年齢(5歳階級),男女別高 齢者数-県、17市町(平成22年)
- ※ 第29表 延べ面積(6区分),年齢(5歳階級),男女別住宅に住む高齢者数 ー県、17市町(平成22年)
- ※ 第30表 男女別高齢単身者数の推移(75歳以上、85歳以上の単身者-特掲)一県、35市町村(昭和60年~平成22年)
 - 第31表 延べ面積 (6区分),住宅の所有の関係 (6区分),高齢単身者の男女別 住宅に住む高齢単身世帯数の推移-県(平成2年~平成22年)
- ※ 第32表 高齢夫婦世帯数の推移-県、35市町村(昭和60年~平成22年)
 - 第33表 延べ面積(6区分),住宅の所有の関係(6区分)別住宅に住む高齢夫婦 世帯数の推移-県(平成7年~平成22年)
 - 第34表 延べ面積 (6区分), 住宅の所有の関係 (6区分) 別住宅に住む高齢夫婦

世帯数-県、17市町(平成22年)

(外国人の状況)

第35表 国籍(11区分), 男女別外国人数の推移-県(昭和60年~平成22年) (子どものいる世帯の状況)

- ※ 第36表 世帯の家族類型 (15区分)、最年少の親族の配偶関係、年齢(5歳階級)、 男女別一般世帯数-県(平成22年)
- ※ 第37表 高齢親族の有無、3歳未満(6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満)親族の有無別親族のいる一般世帯数-県(平成22年)
- ※ 第38表 3歳未満(6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満)世帯員の有無、 住居の種類・住宅の所有の関係(7区分)一般世帯数-県、17市町(平 成22年)
- ※ 第39表 3歳未満(6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満)世帯員の有無、 住宅の建て方(4区分)住宅に住む一般世帯数-県、17市町(平成22年)
- ※ 第40表 3歳未満(6歳未満、12歳未満、15歳未満、18歳未満)世帯員の有無、 延べ面積(6区分)住宅に住む一般世帯数-県、17市町(平成22年)
- ※は総務省統計局『国勢調査』の調査票情報を独自集計したものである。

分析・取りまとめの趣旨と視点

地方分権化が進む中、地方公共団体がそれぞれ地域の実情に応じた政策を推進するために、また、施策の効果を検証するために、地方行政においても統計分析の必要性が高まっています。

全数調査である国勢調査の結果は、データの宝庫であり、活用の仕方によって多くの 貴重なデータを提供してくれます。しかし、国が公表する統計表は、国の集計計画に基 づくものであり、地域の特性や課題に応じた利用が困難な場合があります。

このような考えのもと、県や市町が取り組むべき施策に必要なデータを得るために、 県の各部局や市町の要望を踏まえて、平成22年国勢調査人口等基本集計にかかる本県 独自の集計を行いました。

今回の独自集計では、急速に進行する少子高齢化の把握のため、特に高齢者や子どもいる世帯の状況についての集計に重点を置いています。

用語の説明

〇人口

国勢調査における人口は「常住人口」で、調査時に調査の地域に「常住している者」、 すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、または住むことになってい る者をいう。3か月以上にわたって住んでいる住居または住むことになっている住居の ない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。

〇人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域です。

〇年齢

「年齢」は、調査日前日による満年齢を基に集計しています。なお、10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で0歳に含んでいます。

〇配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分して います。

未 婚一まだ結婚をしたことのない人

有配偶-届出の有無に関係なく、妻または夫のある人

死 別-妻または夫と死別して独身の人

離 別-妻または夫と離別して独身の人

〇世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

•一般世帯

(1) 住居と生計を共にしている人々の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単 身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、 人数に関係なく雇主の世帯に含みます。

- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者また は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

・施設等の世帯

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒ー学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり(世帯の単位:棟ごと)
- (2) 病院・療養所の入院者-病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり(世帯の単位:棟ごと)
- (3) 社会施設の入所者-老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり(世帯の単位:棟ごと)
- (4) 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内または艦船内の居住者の集まり (世帯の単位:中隊または艦船ごと)
- (5) 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補 導院の在院者の集まり(世帯の単位:建物ごと)
- (6) その他-定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有 しない船舶乗組員など(世帯の単位:一人一人)

〇世帯人員および親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。また、親族人員とは、世帯主および世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいいます。

〇世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

- A 親族のみの世帯-二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係に ある世帯員のみからなる世帯
- B 非親族を含む世帯-二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係 にない人がいる世帯
- C単独世帯-世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦 とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない) から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない) から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

<注意点>

- ※ 世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成 22 年調査から、「親族世帯」および「非親族世帯」が、「親族のみの世帯」および「非親族を含む世帯」に変更されました。
- ※ 平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、 家事手伝いなど)がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、上記でいう 「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み 込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。

〇3世代世帯

世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(または世帯主の配偶者の父母)、世帯主(または世帯主の配偶者)、子(または子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含みます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がいない場合も含みます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。

〇母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

また、「母子世帯」および「父子世帯」とは別に、未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供および他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を「母(父)子世帯(他の世帯員を含むもの)」としています。

<注意点>

昭和60年調査での母子世帯および父子世帯の女親または男親には未婚を含めていません。

〇高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいいます。また、高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいいます。

〇住居の種類

- 一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。
 - **住宅**-一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む)。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。
 - **住宅以外**-寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための 建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

○住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を次のとおり区分しています。 **主世帯**-「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

- 持ち家-居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は 登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了し ていない場合も含みます。
- 公営の借家-その世帯の借りている住宅が、県営又は市町村営の賃貸住宅や アパートであって、かつ給与住宅でない場合。
- 都市機構・公社の借家ーその世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都 道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住 宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。※雇用・能力開発 機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含みます。
- 民営の借家-その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・ 公社の借家」および「給与住宅」でない場合
- 給与住宅-勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、 職務の都合上または給与の一部として居住している場合。※家賃の支 払の有無を問わず、また、勤務先の会社または雇主が借りている一般 の住宅に住んでいる場合も含みます。
- 間借り 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

〇延べ面積

「延べ面積」とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含みません。

〇住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分しています。

一戸建一1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含みます。

長屋建一二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

※いわゆる「テラス・ハウス」も含みます。

共同住宅-棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用してい

るものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※ 1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含みます。 その他-上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄 宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

第1部 概要

第1章 総人口、総世帯数

1 総人口

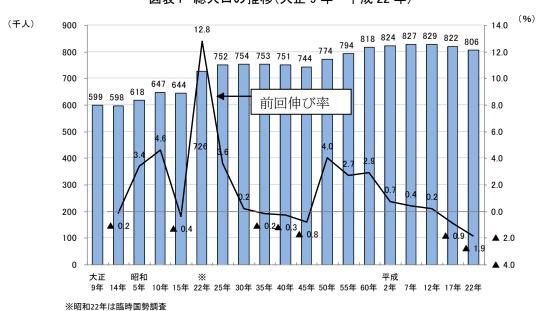
福井県の人口は806、314人、平成12年をピークに2回連続減少

○ 福井県の総人口は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 806,314 人となり、前回調査 (平成 17 年) と比較して 15,278 人減少 (1.9%減) した。

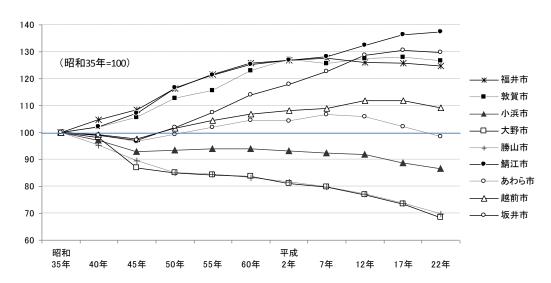
これは前回調査から 2 回連続の人口減少であり、人口減少数、減少率ともに、調査開始(大正9年)以来最大となった。[図表1]

○ 市町別(市町村合併後の17市町体制による。以下同じ。)に人口の推移を見ると、前回調査と比較して増加したのは鯖江市の1市のみ、他の市町はすべて減少している。

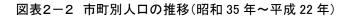
50 年前の昭和 35 年の人口を 100 として平成 22 年の人口を指数化すると、最も増加したのは鯖江市で 137.5、最も減少したのは池田町で 39.8 となっている。 [図表 2-1、図表 2-2]

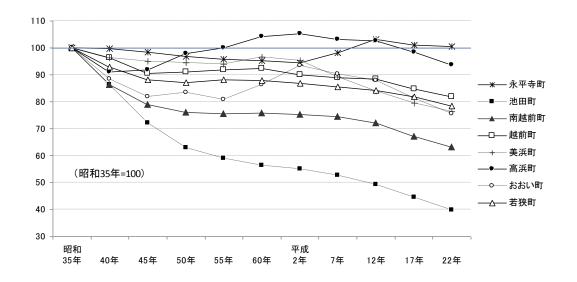


図表1 総人口の推移(大正9年~平成22年)



図表2-1 市町別人口の推移(昭和35年~平成22年)





2 人口集中地区の人口

人口集中地区への人口集中は旧福井市、敦賀市が最高

○ 県内の人口集中地区に居住する人口は、平成 22 年で 337,380 人となっており、総人口の 41.8%を占めている。

これを市町別に見ると、福井市および敦賀市においては人口の 65%程度が人口集中地区に居住しているが、それ以外の市町は概ね 30~40%の集中に留まっている。 〔図表3〕

○ 人口集中地区への居住割合の推移を旧市町別に見ると、昭和 60 年以降では、旧福井市および敦賀市において、平成 22 年の割合が最も高くなっている。〔図表 3〕

図表3 人口集中地区への居住割合の推移(昭和60年~平成22年)

						(%)
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
福井県	35.9	39.5	40.8	40.6	40.6	41.8
福井市	_	_	_	_	_	62.8
旧福井市	<i>57.5</i>	<i>63.3</i>	<i>64.6</i>	<i>65.2</i>	<i>64.5</i>	66.8
敦賀市	49.3	58.5	63.8	63.3	65.4	68.1
小浜市	40.D	39.2	36.9	35.1	35.1	34.4
大野市	_	_		_	_	40.6
旧大野市	41.9	<i>42.5</i>	44.1	43.0	<i>42.1</i>	41.2
勝山市	40.5	42.9	42.5	42.3	41.8	41.7
鯖江市	28.0	36.5	37.1	35.9	35.3	35.9
あわら市	_	_	_	_	16.1	16.8
旧金津町	30.7	<i>28.5</i>	29.0	29.0	28.3	29.1
越前市	_	_	_	_	30.5	31.4
旧武生市	33.3	<i>35.7</i>	38.5	37.6	35.9	36.8
坂井市	-	_		_	_	28.4
旧三国町	41.8	43.8	46.8	44.8	43.5	42.6
旧丸岡町	28.5	25.4	24.2	<i>24.7</i>	25.0	25.6
旧春江町	28.6	31.5	32.3	35.Z	35.5	34.4
永平寺町	-		_	_	_	28.0
旧松岡町	<i>55.7</i>	60.1	53.3	<i>53.6</i>	50.9	51.8

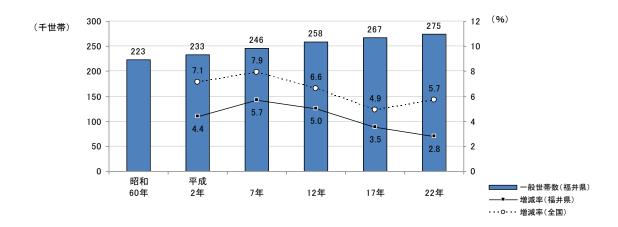
はピーク年度を示す。

3 総世帯数

総世帯数は増加傾向が続く

- 福井県の総世帯数は、平成 22 年 10 月 1 日現在で 275,599 世帯であり、そのうち 一般世帯が 274,818 世帯、施設等の世帯が 781 世帯となっている。
 - 前回調査と比較して世帯数で 6,022 世帯の増(2.2%増)、一般世帯数で 7,433 世帯の増(2.8%増)となった。
- 一般世帯と施設等の世帯に区分された昭和 60 年以降の推移を見ると、一般世帯数は年々増加してきているものの、近年は伸び率が鈍化している。〔図表 4〕
- 市町別に一般世帯数の推移を見ると、前回調査と比較して6市5町で増加、3市3 町で減少している。

昭和 60年の一般世帯数を 100 として平成 22年までの 25年間における一般世帯数の伸びを見ると、大野市、池田町および南越前町を除く市町で増加し、そのうち最も増加したのは永平寺町の 148.6 となっている。 [図表 5-1、図表 5-2]



図表4 一般世帯数の推移(昭和60年~平成22年)

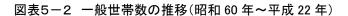
150 140 ———福井市 130 (昭和60年=100) -------敦賀市 ▲ 小浜市 120 ─□─ 大野市 110 ---+--- 勝山市 -●— 鯖江市 100 ---**o**--- あわら市 ─△─ 越前市 90 ─○─ 坂井市 80 昭和 平成

12年

17年

22年

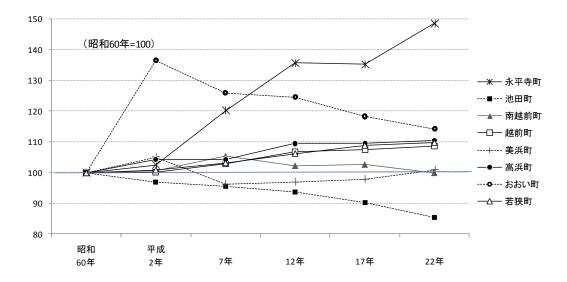
図表5-1 一般世帯数の推移(昭和60年~平成22年)



7年

60年

2年

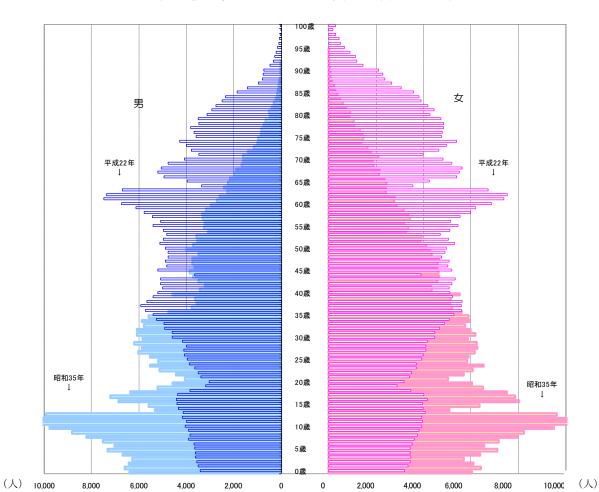


第2章 年齡 · 男女別人口、配偶関係

1 福井県の人口ピラミッド

人口ピラミッドは「逆ひょうたん型」に変化

- 福井県の人口を年齢別、男女別に積み上げた人口ピラミッドでは、61 歳前後の団 塊の世代と37歳前後の団塊ジュニア世代の2世代をピークとした「逆ひょうたん型」 に形になっている。〔図表6〕
- 本県の人口性比(女性 100 人に対する男性の数) は全体で 93.5 であるが、65 歳以上の老年人口では 71.6 となっており女性が圧倒的に多い。人口ピラミッドにおいても、右側に偏った分布となっている。〔図表 6〕



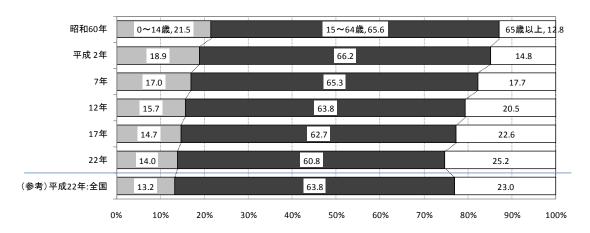
図表6 福井県の人口ピラミッド(昭和35年、平成22年)

2 年齢別割合(3区分)と平均年齢

65歳以上人口は全体の25.2%、高齢化がさらに進行

- 人口の年齢別割合(3区分)の推移を見ると、65歳以上の老年人口の割合(高 齢化率)が年々上昇し、平成22年では25.2%となっている。〔図表7〕
- 一方、15歳未満の年少人口割合は、平成22年で14.0%にまで低下してきている。 このような少子高齢化の急激な進行に伴い、平均年齢は昭和60年の37.2歳から 平成22年には46.0歳となり、約8.9歳上昇した。
- 老年人口割合を市町別で見ると、最も高いのは池田町の 40.6%、最も低いのは坂 井市の 22.7%となっている。〔図表 8〕

年少人口割合では、最も高いのは鯖江市の15.7%、最も低いのは池田町の9.1%となっている。〔図表9〕



図表7 年齢別割合(3区分)の推移(昭和60年~平成22年)

米 永平寺町

---■--- 池田町

━━ 南越前町

─□─ 越前町

---+--- 美浜町

—●一 高浜町

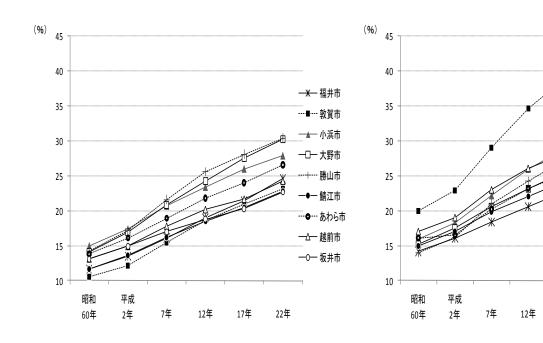
---• おおい町

──△── 若狭町

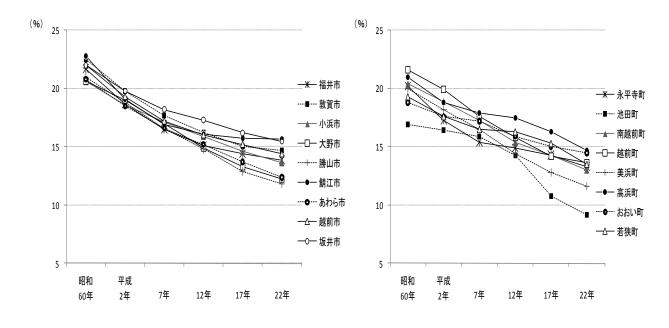
17年

22年

図表8 老年人口割合の推移(昭和60年~平成22年)



図表9 年少人口割合の推移(昭和60年~平成22年)



3 配偶関係

男性は35~39歳の約3人に1人、40~44歳の約4人に1人が未婚

○ 15 歳以上人口の配偶関係の割合(4 区分)の推移を見ると、男女とも「離別」の割合が上昇し、「有配偶」の割合が低下してきている。

未婚率については、男性で 27.5% (前回調査 27.5%)、女性で 18.5% (前回調査 18.8%) となっており、平成 7 年以降ほぼ横ばいとなっている。 [図表 1 0]

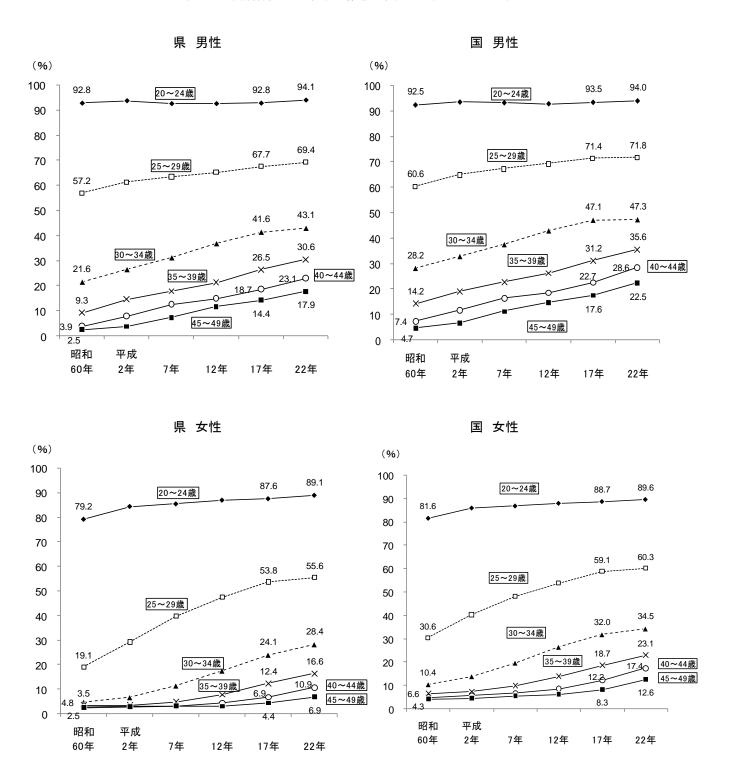
○ 未婚率の推移を男女別、年齢階級別(20~50歳を5歳階級別)で見ると、男女と も各年齢階級で上昇してきている。

特に、男女とも $35\sim39$ 歳の年齢階級では、平成 17 年より 4.0 ポイント以上上昇している。〔図表 1 1 〕

女 未婚 死別 丅 離別 昭和60年 有配偶,70.8 昭和60年 未婚,24.7 有配偶, 64.6 1.5 3.0 17.0 15.5 2.9 平成2年 26.1 69.1 平成2年 18.3 63.3 15.3 3.1 7年 67.6 27.3 2.1 7年 62.1 18.9 15.6 3.4 12年 66.9 27.5 12年 18.8 61.4 15.9 3.9 17年 27.5 66.1 17年 18.8 60.3 4.6 22年 27.5 65.5 3.5 22年 59.7 18.5 16.6 5.3 (参考)22年:全国 31.9 61.1 3.8 (参考)22年:全国 23.3 56.9 13.9 5.9 0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100%

図表10 配偶関係の割合(4区分)の推移(昭和60年~平成22年)

図表11 年齢階級別未婚率の推移(昭和60年~平成22年)



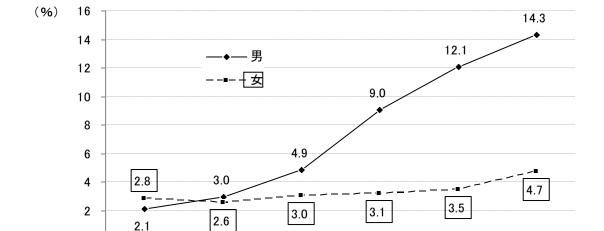
男性の生涯未婚率(注)が急上昇

0

昭和60年

平成2年

- 50 歳時の未婚率 (いわゆる「生涯未婚率」) は、平成 2 年までは男女とも 2%台で 推移していたが、その後、男性の生涯未婚率は平成 22 年で 14.3%と昭和 60 年と比較して 12.2 ポイントの急上昇となっている。 [図表 1 2]
- 市町の中で男性の生涯未婚率が最も高かったのは小浜市の 20.7%、最も低かった のは坂井市の 9.4%であった。 [図表 1.3]



7年

12年

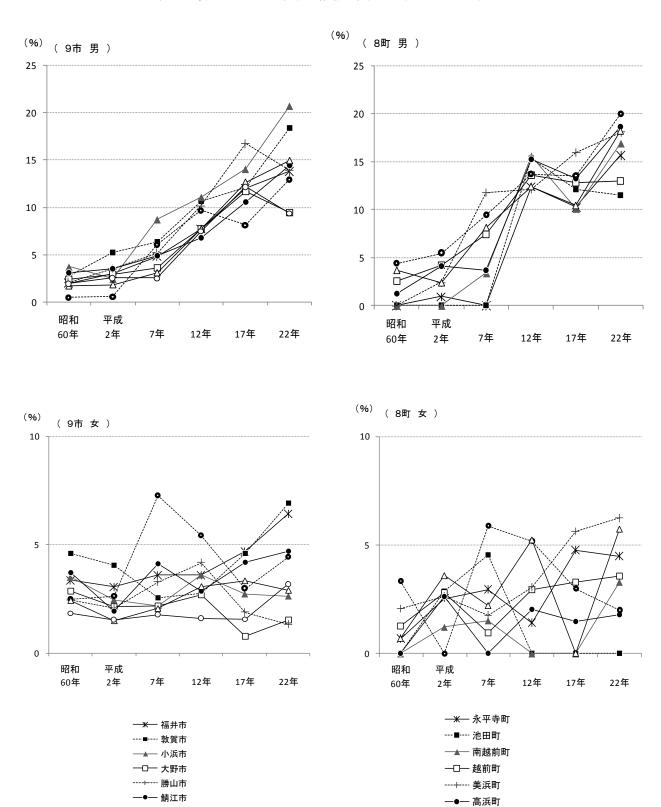
17年

22年

図表12 生涯未婚率の推移(昭和60年~平成22年)

⁽注) 生涯未婚率は生涯を通して未婚である人の割合を示すものではないが、50歳で未婚の人は将来的にも結婚する可能性が少ないことから、生涯独身を貫く人がどのくらいいるかを示す統計指標として使われている。

図表13 男女別生涯未婚率の推移(昭和60年~平成22年)



---•-- おおい町

─△─ 若狭町

---**o**--- あわら市

─── 越前市

一〇一 坂井市

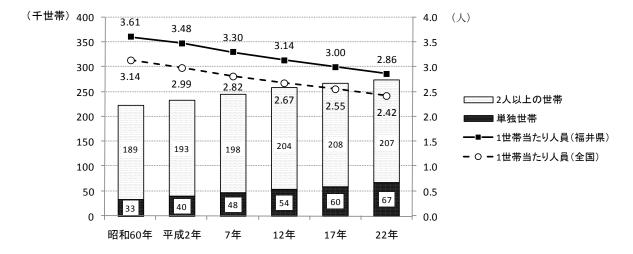
第3章 世帯の状況

1 世帯規模

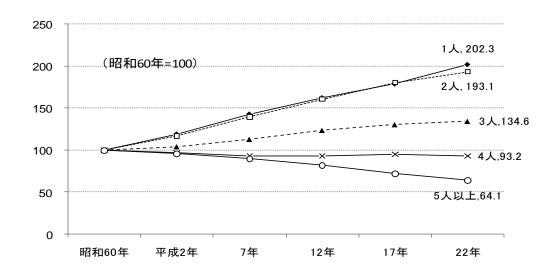
25年前に比べて、単独世帯数は2倍に

- 一般世帯を単独世帯と 2 人以上の世帯に区分してその推移を見ると、昭和 60 年には 33,281 世帯であった単独世帯が平成 22 年には 67,329 世帯となり、約 2 倍に増加している。〔図表 1 4〕
- 単独世帯や 2 人世帯の増に伴い、一般世帯 1 世帯当たりの世帯人員は逓減してきており、昭和 60 年の 1 世帯当たり 3.61 人から平成 22 年には 2.86 人まで減少しているが、全国平均は平成 22 年で 2.42 人となっており、本県は全国で 2 番目に多くなっている。〔図表 1 4〕
- 世帯人員をさらに細分化して見ると、昭和 60 年を 100 とした場合、単独世帯と 世帯人員 2 人の世帯が平成 22 年で 200 前後と大きく増加しているのに対し、世帯 人員 4 人の世帯や世帯人員 5 人以上の世帯は減少してきている。〔図表 1 5〕
- 一般世帯1世帯当たりの世帯人員を市町別に見ると、最も多いのは越前町の3.34 人、最も少ないのは敦賀市の2.52人である。〔図表16〕

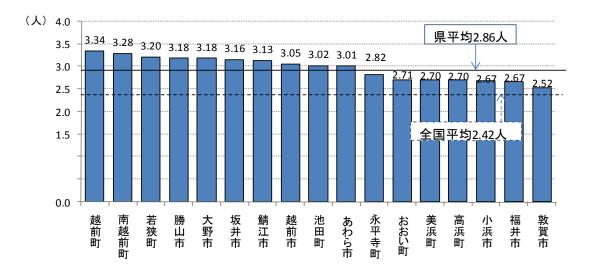
図表14 世帯人員(2区分)別一般世帯数および世帯規模の推移(昭和60年~平成22年)



図表15 世帯人員別の世帯数の伸び(昭和60年~平成22年)



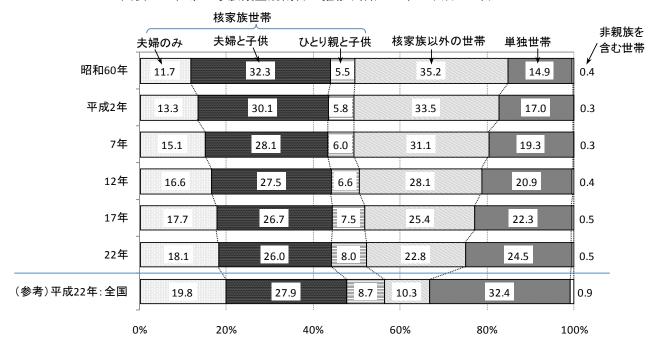
図表16 一般世帯1世帯当たりの世帯人員(平成22年)



2 世帯の家族類型

夫婦のみの世帯と単独世帯が増加、夫婦と子供から成る世帯が減少

○ 世帯の家族類型別割合の推移を見ると、「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」の割合が増加する一方で、「夫婦と子供から成る世帯」の割合が逓減してきている。〔図表 17〕



図表17 世帯の家族類型別割合の推移(昭和60年~平成22年)

この25年間で3世代世帯は「3世帯に1世帯」から「6世帯に1世帯」へ減少

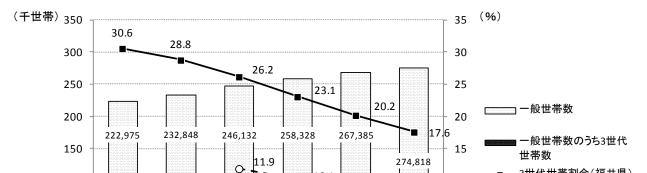
- 本県の一般世帯数に占める 3 世代世帯の割合は、昭和 60 年で 30.6%とほぼ 3 世帯に 1 世帯であったが、平成 22 年で 17.6%と 6 世帯に 1 世帯まで低下してきている。〔図表 1 8〕
- 市町別でも3世代世帯の割合を見ると、全市町とも長期低下傾向にある。平成22年で3世代世帯割合が最も高いのは南越前町の26.8%、最も低いのは敦賀市の8.0%であった。〔図表19〕

10

0

— 3世代世帯割合(福井県)

- ○ - 3世代世帯割合(全国)



_____10.1.

59.583

12年

8.6

О

48.215

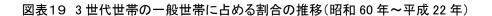
22年

о.

53.982

17年

図表18 3世代世帯数と一般世帯に占める割合の推移(昭和60年~平成22年)



64.575

7年

100

50

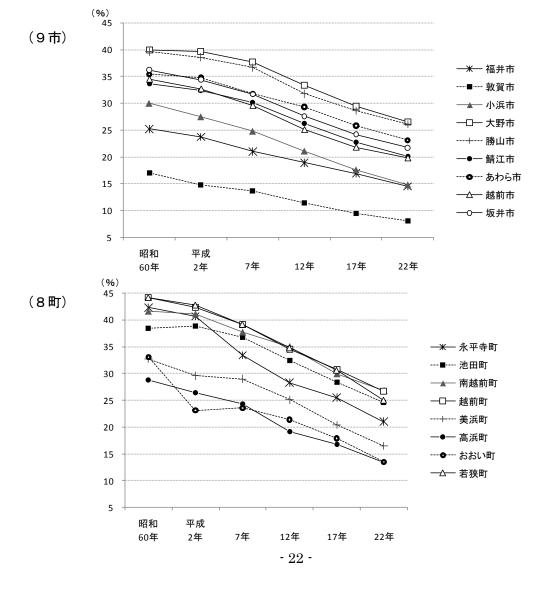
0

68.251

昭和60年

67.086

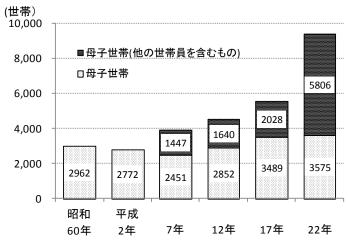
平成2年



母子世帯(他の世帯員を含む)が大幅な増加傾向

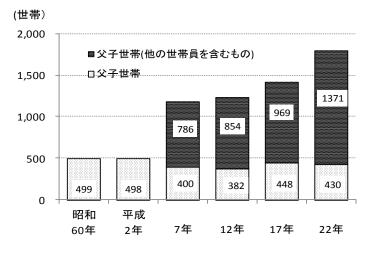
○ 母子世帯数は平成7年までの減少傾向から一転、大幅な増加傾向となっている。
また、他の世帯員がいる世帯^(注)を加えると、平成7年の3,898世帯に比べて、平成22年は9,381世帯で約2.4倍となっている。

父子世帯数は、昭和 60 年以降、 $400\sim500$ 世帯の範囲内で推移しているが、これに他の世帯員がいる世帯 $^{(2)}$ を加えると平成 7 年から 22 年まで連続して増加している。 [図表 20-1、図表 20-2]



図表20-1 母子世帯数の推移(昭和60年~平成22年)





⁽注) 昭和 60 年および平成 2 年については、国と同じ定義での独自集計が困難であったため、ここでは平成 7 年以降の結果のみ取り上げている。

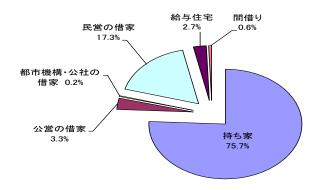
第4章 住居の状況

1 住宅の所有関係

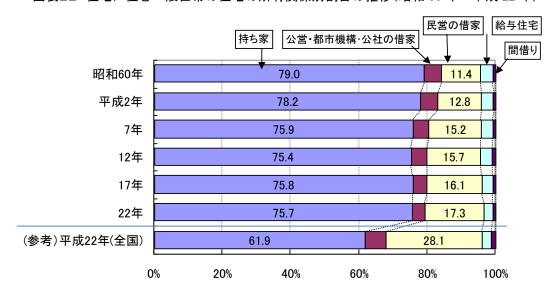
「持ち家」の割合は高く、全国を13.8ポイント上回っている

- 住宅に住む一般世帯 268,657 世帯を住宅の所有関係別に見ると、「持ち家」に住む世帯が 203,495 世帯と最も多く、75.7%を占めている。〔図表21〕
- 住宅の所有関係の推移を見ると、「持ち家」の割合は前回調査と比較して 0.1 ポイント低下したが、「民営の借家」の割合は年々上昇している。〔図表 2 2〕

図表21 住宅に住む一般世帯の住宅の所有関係別割合(平成22年)



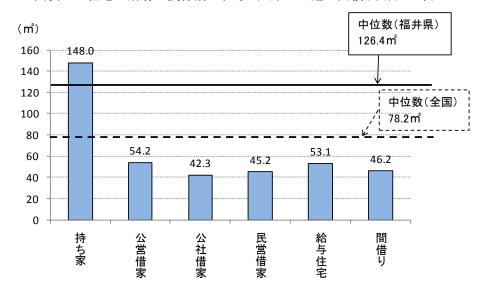
図表22 住宅に住む一般世帯の住宅の所有関係別割合の推移(昭和60年~平成22年)



|1世帯当たり延べ面積(注)は全国中位数の 1.6倍

○ 住宅に住む一般世帯の1世帯当たりの延べ面積(中位数)^(注)は126.4 m²となって おり、全国の78.2 m²を大きく上回っている。

住宅の所有関係別で見ると、「持ち家」以外の所有が 50 ㎡前後の広さとなっているが、「持ち家」が 148.0 ㎡と大きく突出している。 [図表 2 3]



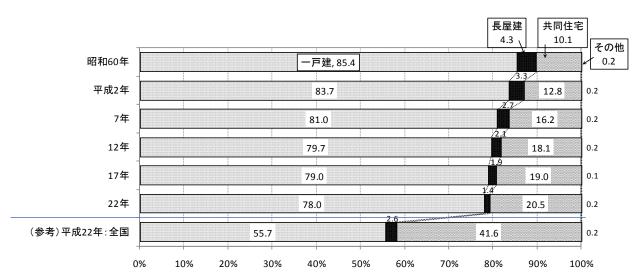
図表23 住宅の所有の関係別1世帯当たり(注)の延べ面積(平成22年)

2 住宅の建て方

「持ち家の一戸建」の割合が減少傾向

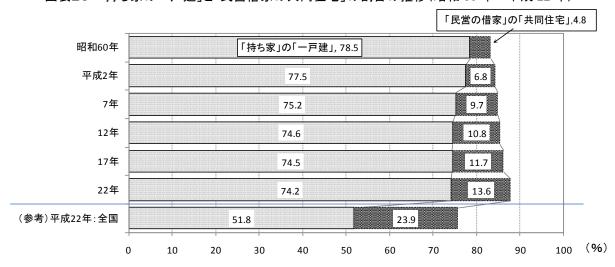
- 住宅の建て方別に住宅に住む一般世帯の推移を見ると、「一戸建」、「長屋建」の割合が年々低下しているのに対して、「共同住宅」の割合は昭和60年の10.1%から平成22年には20.5%と倍増している。〔図表24〕
- 住宅の所有関係と住宅の建て方をクロス集計すると、「持ち家の一戸建」と「民営借家の共同住宅」で全体の87.8%を占めているが、「持ち家の一戸建」の割合が低下する一方で、「民営借家の共同住宅」の割合が上昇している。「図表25〕

⁽注) 延べ面積は、延べ面積(14区分)別世帯数を用いて計算した中位数である。



図表24 住宅の建て方別住宅に住む一般世帯の割合の推移(昭和60年~平成22年)





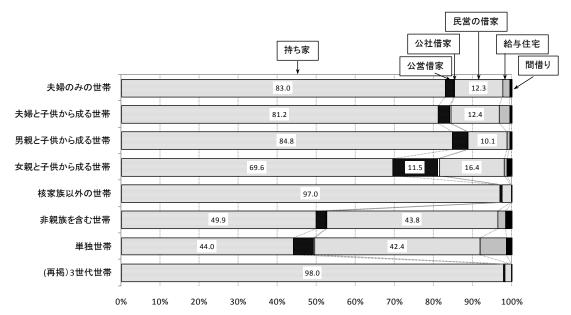
3 家族類型別住居の状況

「単独世帯」および「非親族を含む世帯」は、借家、共同住宅の割合が高い

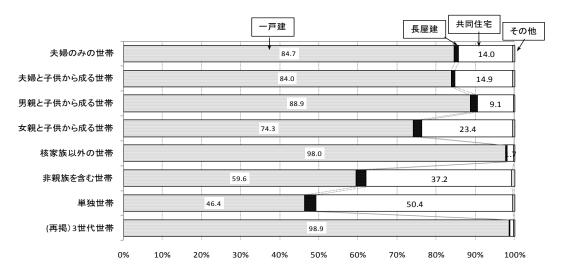
○ 家族類型別に住宅の所有関係を見ると、「単独世帯」および「非親族を含む世帯」は他の家族類型に比べて、「持ち家」と「借家」の割合が拮抗している。また、住宅の建て方を見ると、「単独世帯」および「非親族を含む世帯」は他の家族類型に比べて、「一戸建」と「共同住宅」の割合が拮抗している。〔図表26-1、図表26-2〕

- ひとり親と子供の世帯について住宅の所有関係を見ると、「女親と子供の世帯」は「男親と子供の世帯」に比べて、「持ち家」の割合が 15.2 ポイント低く、借家の割合が高くなっている。また、住宅の建て方を見ると、「女親と子供の世帯」は「男親と子供の世帯」に比べて、「一戸建」の割合が 14.6 ポイント低く、「共同住宅」の割合が高くなっている。〔図表 2 6 − 1、図表 2 6 − 2〕

図表26-1 世帯類型別、住宅の所有関係別住宅に住む一般世帯数の割合(平成22年)



図表26-2 世帯類型別、住宅の建て方別住宅に住む一般世帯数の割合(平成22年)



第5章 高齢者の状況

1 高齢者のいる世帯

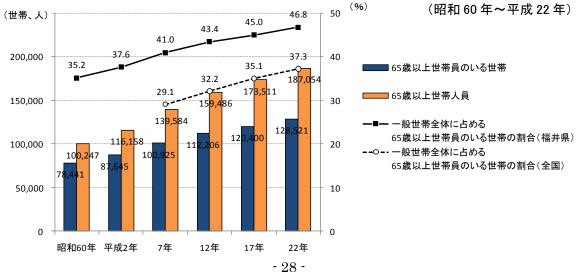
世帯の高齢化の進行は市部において顕著

- 65 歳以上世帯員のいる一般世帯と 65 歳以上世帯人員の推移を見ると、昭和 60 年では 78,441 世帯、100,247 人であったものが、平成 22 年には 128,521 世帯、187,054 人と世帯数で 1.6 倍、世帯人員で 1.9 倍に増加している。
 - 一般世帯全体に占める 65 歳以上世帯員のいる一般世帯の割合も昭和 60 年の 35.2% から平成 22 年の 46.8%に上昇した。[図表 2 7]
- 65 歳以上世帯員のいる一般世帯の割合が最も高いのは池田町の 78.5%、最も低いのは敦賀市の 38.2%となっている。〔図表 2 8〕
- 昭和 60 年時の、65 歳以上世帯員のいる一般世帯数を 100 として、平成 22 年の世帯数を指数化すると、割合とは逆に市部の方が指数値 140 を上回っているのに対し、永平寺町を除く町部では指数地 140 を下回っており、直近 20 年間では町部よりも市部の方が世帯の高齢化が進行したといえる。

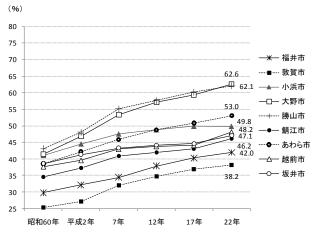
〔図表29〕

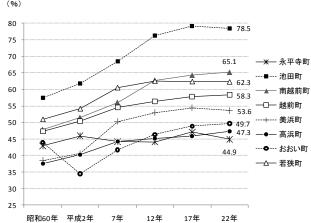
○ 高齢者のいる一般世帯数を、高齢者の年齢別(65歳以上、75歳以上、85歳以上)で見ると、本県の65歳以上世帯員のいる一般世帯の割合は9.5ポイント、75歳以上では8.1ポイント、85歳以上では2.9ポイントと、いずれも全国平均を上回っている。 「図表30〕

図表27 65歳以上世帯員のいる一般世帯数および割合、65歳以上世帯人員の推移

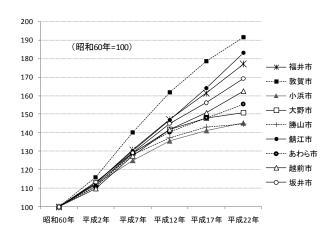


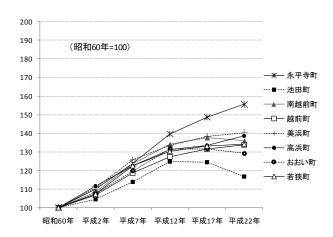
図表28 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合の推移(昭和60年~平成22年)



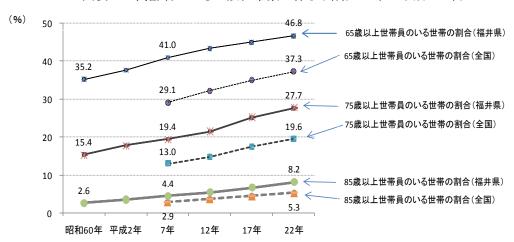


図表29 65歳以上世帯員のいる一般世帯数の伸び(昭和60年~平成22年)



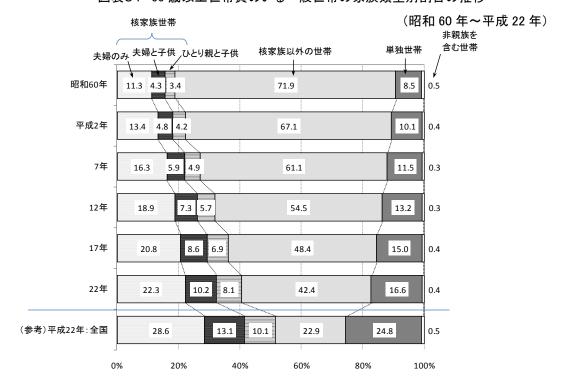


図表30 高齢者のいる一般世帯数の伸び(昭和60年~平成22年)



子供夫婦や孫と同居する65歳以上の世帯員のいる一般世帯は大きく減少

○ 65歳以上の世帯員のいる一般世帯の家族類型別割合の推移を見ると、「夫婦のみの世帯」と「単独世帯」の割合が昭和60年時の2倍に増加(夫婦のみ世帯:11.3%→22.3%、単独世帯:8.5%→16.6%)しているのに対して、高齢者が子供夫婦や孫などと同居している「核家族以外の世帯」は昭和60年の71.9%から平成22年には42.4%まで減少してきている。〔図表31〕



図表31 65歳以上世帯員のいる一般世帯の家族類型別割合の推移

65歳以上世帯員のみから成る世帯は約46,000世帯、その約半数が「単独世帯」

○ 平成 22 年現在、65 歳以上の世帯員のみから成る世帯は県内に 45,701 世帯、世帯 人員で 71.192 人となっている。

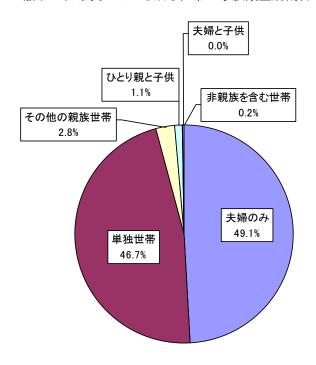
また、その 58.8%に当たる 26,876 世帯は 75 歳以上の高齢者(後期高齢者)が、14.3%に当たる 6,520 世帯は 85 歳以上の高齢者が含まれている。〔図表 3 2〕

○ 世帯類型別で見ると、「単独世帯」が 21,356 世帯(全体の 46.7%) となっており、1 人暮らしの高齢者が多いことが分かる。〔図表33〕

図表32 65歳以上世帯員のみから成る世帯と世帯人員(平成22年)

(単位:世帯) 夫婦のみ 単独世帯 その他世帯 計 の世帯 65歳以上の世帯員のみか 22,444 21,356 1,901 45,701 <u>ら成る世帯</u> うち75歳以上の世帯員 12,383 1,783 26,876 12,710 がいる世帯 うち85歳以上の世帯員 6,520 1,864 3,129 1,527 がいる世帯 65歳以上の世帯員のみの 71,192 44,888 21,356 4,948 世帯の世帯人員

図表33 65歳以上世帯員のみから成る世帯の家族類型別割合(平成22年)



2 様々な観点から見た高齢者の状況

一般世帯に属する高齢者の44.6%は1人暮らしまたは2人暮らし

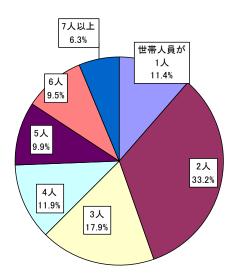
- 一般世帯にいる高齢者を男女別、世帯人員別、年齢階級別に見ると、県内の一般 世帯には187,054人の高齢者がおり、そのうち世帯人員が1人の世帯と2人の世帯に 83,464人(全体の44.6%)の高齢者がいる。〔図表34、図表35〕
- 男女別では、高齢単身世帯(65歳以上の者1人のみの世帯)の割合は、女性で14.7% と男性の2倍以上であるのに対して、世帯人員が2人の世帯にいる高齢者の割合は 逆に男性が37.9%と女性を約8ポイント上回っている。〔図表36〕

図表34 世帯人員、年齢階級別高齢者数(平成22年)

(人)

	総数	世帯人員が 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
高齢者計	187,054	21,356	62,108	33,446	22,242	18,428	17,733	11,741
65~69歳	49,077	4,557	18,661	10,565	4,536	3,196	4,468	3,094
70~74歳	42,338	4,416	16,296	6,967	3,538	3,717	4,729	2,675
75~79歳	40,279	4,932	13,889	5,731	4,448	4,816	4,280	2,183
80~84歳	31,290	4,322	8,602	4,790	5,027	4,067	2,692	1,790
85歳以上	24,070	3,129	4,660	5,393	4,693	2,632	1,564	1,999

図表35 世帯人員別高齢者数(平成22年)



図表36 男女、世帯人員、年齢階級別高齢者数の割合(平成22年)

_男								(%)
	総数	世帯人員が 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
高齢者計	100.0	7.0	37.9	18.5	10.7	8.9	10.3	6.7
65~69歳	100.0	7.2	37.4	24.2	10.4	5.8	8.5	6.4
70~74歳	100.0	6.7	41.6	18.9	7.8	6.7	11.2	7.1
75~79歳	100.0	6.6	40.1	15.6	8.5	10.2	12.5	6.5
80~84歳	100.0	7.2	35.2	13.3	13.5	13.6	10.8	6.4
85歳以上	100.0	8.2	28.7	15.3	19.2	13.6	7.9	7.2
女								(%)
	総数	世帯人員が 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
高齢者計	100.0	14.7	29.7	17.4	12.8	10.6	8.9	6.0
65~69歳	100.0	11.2	38.6	19.1	8.2	7.2	9.7	6.2
70~74歳	100.0	13.5	35.9	14.4	8.8	10.5	11.2	5.7
75~79歳	100.0	16.6	30.2	13.2	13.0	13.3	9.2	4.6
80~84歳	100.0	18.4	22.2	16.7	17.8	12.6	7.1	5.2
85歳以上	100.0	15.1	15.4	25.4	19.6	9.8	5.9	8.8

一般世帯に属する高齢者の90%以上が持ち家に居住

○ 一般世帯に属する高齢者数を住宅の所有関係別、年齢階級別に見ると、全体の 93.5%に当たる174,808人が持ち家に住んでいる。

なお、男女別、年齢階級別では大きな違いは見られない。〔図表37〕

図表37 住宅の所有関係、年齢階級別高齢者数(平成22年)

(人、%) 住宅以外 総数 持ち家 公営借家 公社借家 民営借家 給与住宅 間借り に住む -般世帯 高齢者計 187,054 87 7,091 330 334 423 174,808 3,981 65~69歳 49,077 44,920 1,202 44 2,535 145 122 109 70~74歳 42,338 39,289 1,050 24 1,726 74 95 80 75~79歳 40,279 37,761 907 13 1,419 55 46 78 80~84歳 31,290 29,776 494 2 866 34 40 78 85歳以上 24,070 23,062 545 328 4 22 31 78 100.0 高齢者数 93.5 2.1 0.0 3.8 0.2 0.2 0.2 65~69歳 100.0 91.5 2.4 0.1 5.2 0.3 0.2 0.2 70~74歳 100.0 92.8 2.5 0.1 0.2 0.2 4.1 0.2 75~79歳 100.0 93.7 2.3 0.0 3.5 0.1 0.1 0.2 80~84歳 100.0 95.2 1.6 0.0 2.8 0.1 0.1 0.2 85歳以上 100.0 95.8 1.4 0.0 2.3 0.3

住宅に住む高齢者の50%以上が県の中位数より広い住宅に居住

○ 一般世帯に属する高齢者のうち住宅に住む高齢者数を住宅の延べ面積別、年齢階級別に見ると、全体の53.2%に当たる99,216人が県の中位数(126.4 ㎡)を上回る150㎡以上の住宅に居住している。〔図表38〕

図表38 住宅の延べ面積別、年齢階級別住宅に住む高齢者数(平成22年)

							(人)
	総数	0	30	50	70	100	150 ㎡
	心奴	~29 m ^²	~49 m ^²	~69m ^²	~99㎡	~149m ²	以上
高齢者計	186,631	1,885	5,853	8,399	22,421	48,846	99,216
65~69歳	48,968	622	1,777	2,354	6,093	13,594	24,521
70~74歳	42,258	458	1,454	1,992	5,219	11,365	21,768
75~79歳	40,201	376	1,246	1,860	4,921	10,309	21,487
80~84歳	31,212	239	823	1,319	3,631	7,738	17,462
85歳以上	23,992	190	553	874	2,557	5,840	13,978

3 高齢単身世帯

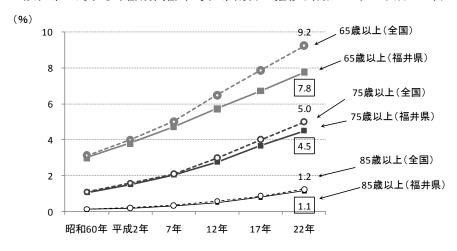
高齢単身世帯は昭和60年の3.2倍に増加、女性の高齢単身世帯は男性の2.8倍

- 高齢単身世帯 (65 歳以上の者 1 人のみの世帯) は、昭和 60 年で 6,675 世帯 (人) であったものが、平成 22 年には 21,356 世帯 (人) と約 3.2 倍に増加している。 男女別では、男性が 5,643 世帯、女性が 15,713 世帯と、女性が男性の約 2.8 倍となっている。〔図表 3 9〕
- 一般世帯全体に対する高齢単身世帯数の割合を年齢別に見ると、本県の 65 歳以上 および 75 歳以上の高齢単身世帯の割合は、昭和 60 年以降の全ての調査年において 全国を下回り、その差は広がりつつあるが、85 歳以上の割合は全国とほぼ同水準で 推移している。〔図表 4 0〕
- 市町別に一般世帯全体に対する高齢単身世帯数の割合の推移を見ると、全市町で年々上昇している。最も高いのは池田町の14.9%、最も低いのは永平寺町の6.0%となっている。〔図表41〕

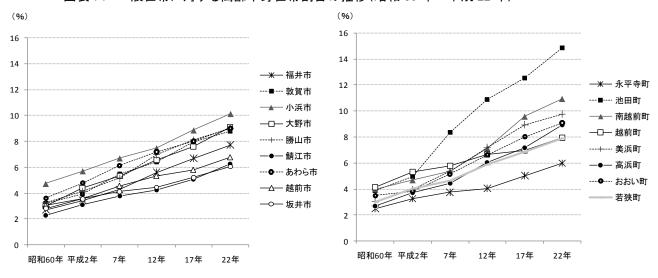


図表39 高齢単身世帯数の推移(昭和60年~平成22年)

図表40 一般世帯に対する年齢別高齢単身世帯割合の推移(昭和60年~平成22年)



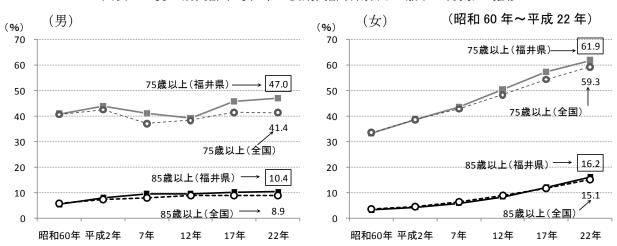
図表41 一般世帯に対する高齢単身世帯割合の推移(昭和60年~平成22年)



高齢単身世帯の約6割が75歳以上の後期高齢者

○ 75 歳以上(後期高齢者) の高齢単身世帯は 12,383 世帯で、高齢単身世帯の 58.0% を占めている。また、85 歳以上の高齢単身世帯は 3,129 世帯で、高齢単身世帯の 14.7%を占めている。〔図表32〕

男女別に割合をみると、特に女性は昭和 60 年以降、75 歳以上、85 歳以上とも高齢単身世帯に占める割合が増加し、平成 22 年では 75 歳以上が 61.9%を、85 歳以上が 16.2%を占めている。 [図表 4 2]



図表42 男女別高齢単身世帯の後期高齢者割合(85歳以上再掲)の推移

持ち家に1人で住む高齢単身世帯

○ 平成 22 年の住宅に住む高齢単身世帯 21,207 世帯の住宅の所有関係を見ると、持ち家が 16,214 世帯と全体の 76.5%を占め最も多い。〔図表 4 3〕

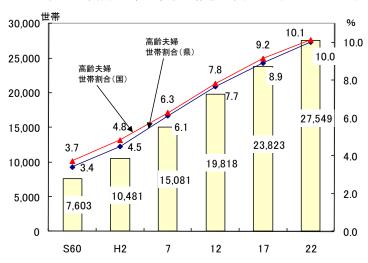
図表43 延べ面積 住宅の所有の関係 男女別住宅に住む高齢単身世帯	+ *L
- 以无43 外入用荷 44(1)肝有(1)网络 里女别441 46)吕照用身位点	54V — (= (+ hv) / / / /)

							(世帯、m²)
	総数	0∼29㎡	30~49	50~69	70~99	100~149	150㎡ 以上
住宅に住む65歳以上の高齢単身世帯	21,207	1,491	3,290	2,984	3,988	4,745	4,708
主世帯	21,046	1,439	3,247	2,947	3,961	4,743	4,708
持ち家	16,214	365	1,343	1,757	3,482	4,604	4,663
公営の借家	1,754	186	825	603	135	5	_
都市機構・公社の借家	27	12	10	4	1	_	_
民営の借家	2,988	859	1,055	577	329	128	40
給与住宅	63	17	14	6	14	6	5
間借り	161	52	43	37	27	2	-
住宅に住む65歳以上の高齢単身世帯	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主世帯	99.2	96.5	98.7	98.8	99.3	100.0	100.0
持ち家	76.5	24.5	40.8	58.9	87.3	97.0	99.0
公営の借家	8.3	12.5	25.1	20.2	3.4	0.1	_
都市機構・公社の借家	0.1	0.8	0.3	0.1	0.0	_	_
民営の借家	14.1	57.6	32.1	19.3	8.2	2.7	0.8
給与住宅	0.3	1.1	0.4	0.2	0.4	0.1	0.1
間借り	0.8	3.5	1.3	1.2	0.7	0.0	_

4 高齢夫婦世帯

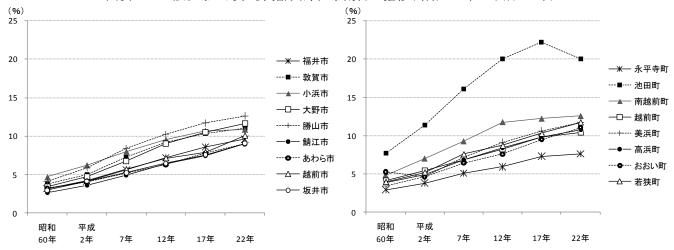
高齢夫婦世帯は昭和60年から3.6倍に増加

- 高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯)は、昭和60年で7,603世帯であったものが、平成22年には27,549世帯と3.6倍に増加している。 〔図表44〕
- 市町別に一般世帯全体に対する高齢夫婦世帯数の割合の推移をこの 25 年間で見る と全市町で年々上昇している。特に池田町は 20.0%と高い。〔図表 4 5〕



図表44 高齢夫婦世帯数の推移(昭和60年~平成22年)





高齢夫婦世帯の9割以上が持ち家に居住

- 平成 22 年の住宅に住む高齢夫婦世帯 27,468 世帯の住宅の所有関係を見ると、持ち家が 25,790 世帯と全体の 93.9%で最も多い。〔図表 4 6〕
- 市町別に住宅の所有関係を見ると、全ての市町で持ち家に住む高齢夫婦世帯の割合が 90%以上となっている。[図表 4 7]

図表46 延べ面積、住宅の所有の関係別住宅に住む高齢夫婦世帯数(平成22年)

(世帯) 150m² 総数 0~29m² 30~49 50~69 70~99 100~149 以上 27,468 103 596 11,357 住宅に住む高齢夫婦世帯 1,615 4,780 9,015 27,416 95 584 1,599 4,770 9,012 11,354 主世帯 持ち家 25,790 12 51 1,090 4,477 8,877 11,283 公営の借家 611 20 225 271 83 11 1 都市機構・公社の借家 16 3 5 8 934 59 294 221 193 114 53 民営の借家 給与住宅 65 1 9 9 17 10 17 52 8 12 16 10 3 3 間借り

図表47 住宅の所有の関係別住宅に住む高齢夫婦世帯数割合(平成22年)

(%) 公営·都市再 生機構・公社 民営の借家 間借り 持ち家 給与住宅 の借家 92.2 2.2 5.2 0.2 0.2 福井市 4.6 3.5 敦賀市 91.4 0.3 0.2 小浜市 93.0 3.6 2.7 0.6 0.2 96.4 8.0 2.5 0.1 0.2 大野市 勝山市 98.5 0.5 1.0 2.2 2.1 0.2 0.1 鯖江市 95.5 2.7 91.8 4.6 0.7 0.2 あわら市 93.2 2.1 4.2 0.3 0.2 越前市 96.3 1.7 1.9 0.0 0.2 坂井市 永平寺町 95.4 1.8 2.2 0.2 0.4 池田町 99.5 0.5 0.7 0.9 97.9 0.2 0.2 南越前町 越前町 98.0 1.6 0.3 0.1 美浜町 94.5 3.8 1.1 0.4 0.2 94.9 3.0 1.1 0.7 0.2 高浜町 おおい町 97.1 1.2 0.6 1.2 98.1 1.1 0.5 0.4 若狭町

第6章 子どものいる世帯の状況

1 子どものいる一般世帯

3歳未満の幼児のいる世帯は一般世帯の約7%

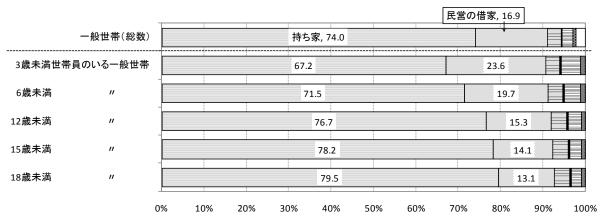
- 本県の3歳未満の世帯員がいる世帯は18,559世帯で、一般世帯総数に占める割合は6.8%となっている。また6歳未満の世帯員がいる世帯の割合は11.3%、12歳未満は19.7%、15歳未満は23.9%、18歳未満は28.1%となっている。〔図表48〕
- 子どものいる世帯の住宅の所有関係を、子どもの年齢層で見ると、3歳未満の世帯 員がいる世帯の「持ち家」の割合は 67.2%、6歳未満世帯員がいる世帯では 71.5% と、一般世帯全体の「持ち家」の割合より低い。〔図表 4 9〕
- 子どものいる世帯の住宅の建て方を、子どもの年齢層で見ると、3歳未満の世帯員がいる世帯の「一戸建」の割合は70.8%、6歳未満世帯員がいる世帯では75.0%と、一般世帯全体の「一戸建」の割合より低い。〔図表50〕
- 子どものいる世帯の住宅の延べ面積を、子どもの年齢層で見ると、3歳未満の世帯 員がいる世帯の100㎡以上の世帯数の割合は62.4%、一般世帯全体の100㎡以上の 世帯数の割合では63.2%と、3歳未満の世帯員がいる世帯の方が低いが、子どもの 年齢層を上げていくに従って、100㎡以上の世帯数の割合は大きくなっている。〔図 表51〕

図表48 年齢別子どものいる一般世帯数および一般世帯に占める割合(平成22年)

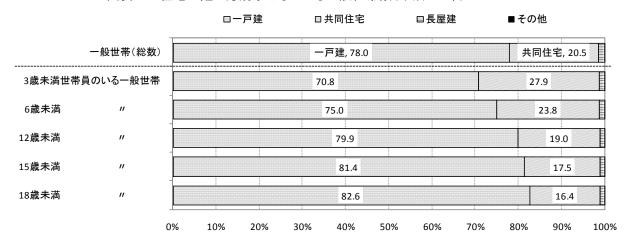
	実数(世帯)	割合(%)
一般世帯数	274,818	100.0
3歳未満世帯員のいる一般世帯	18,559	6.8
6歳未満 "	31,147	11.3
12歳未満 "	54,037	19.7
15歳未満 "	65,732	23.9
18歳未満 "	77,259	28.1

図表49 住宅の所有関係別子どものいる一般世帯数(平成22年)

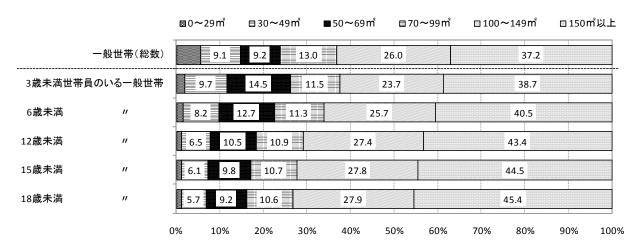
□持ち家 □民営の借家 □公営の借家 ■都市機構・公社の借家 □給与住宅 □間借り □住宅以外に住む一般世帯



図表50 住宅の建て方別子どものいる一般世帯数(平成22年)



図表51 住宅の延べ面積別子どものいる一般世帯数(平成22年)



2 子どもと高齢者のいる世帯

18歳未満の子どものいる家庭の3世帯に1世帯は、高齢親族と同居

○ 親族関係にある子どもと高齢者がいる世帯を見ると、18歳未満と 65歳以上の親族がいる世帯では県内で 25,181世帯で、18歳未満の親族がいる一般世帯の 32.6%となっており、高校生までの子どものいる家庭の、約3世帯に1世帯が高齢の親族とともに生活していることになる。

また、6歳未満の親族のいる世帯の4.8%には、85歳以上の親族がおり、これらの世帯では、子どもと高齢者のケアが同時に行われている、または今後行われる可能性があると考えられる。〔図表52〕

図表52 子どもの年齢別、高齢親族のいる一般世帯数(平成22年)

(世帯;%)

	総数	6歳未満の親族	12歳未満の親族	15歳未満の親族	18歳未満の親族
	1110.32	のいる一般世帯数	のいる一般世帯数	のいる一般世帯数	のいる一般世帯数
親族のいる一般世帯総数	274,818	31,123	53,990	65,676	77,186
65歳以上親族がいる世帯	128,426	7,024	15,045	19,969	25,181
75歳以上親族がいる世帯	76,116	3,482	6,914	9,609	13,144
85歳以上親族がいる世帯	22,446	1,505	2,382	2,795	3,308
親族のいる一般世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
65歳以上親族がいる世帯	46.7	22.6	27.9	30.4	32.6
75歳以上親族がいる世帯	27.7	11.2	12.8	14.6	17.0
85歳以上親族がいる世帯	8.2	4.8	4.4	4.3	4.3

3 最年少の世帯員

- 〇 単独世帯を除く一般世帯数について、最年少の世帯員を年齢階級別に見ると 60 歳以上が 18.0%で最も多く、次いで $0\sim4$ 歳の 13.2%、 $10\sim14$ 歳の 9.4%となっている。〔図表 5 3 〕
- 最年少の世帯員が 50 歳以上の一般世帯数は、57,000 世帯となっており、単独世帯 を除く一般世帯の 27.5%である。

これらの世帯では今後、いわゆる「老老介護」が行われる可能性が高いと考えられる。〔図表54〕

0~4歳 60歳以上 13.2% 18.0% 55~59歳 5~9歳 5.4% 9.1% 50~54歳 4.1% 10~14歳 45~49歳 9.4% 3.5% 40~44歳 15~19歳 3.4% 8.1% 20~24歳 35~39歳 25~29歳 7.1% 30~34歳 7.6% 5.0% 6.1%

図表53 一般世帯における最年少世帯員の年齢階級(単独世帯を除く)(平成22年)

図表54 50歳以上の最年少世帯員の家族類型別一般世帯数(単独世帯を除く)

(平成 22 年)

(世帯:%) 非親族を含む ひとり親と子 その他の 総数 夫婦のみ 夫婦と子供 親族世帯 世帯 単独世帯を除く一般世帯数 1,409 207,098 49,761 71,364 22,009 62,555 40歳以上 71,285 43,546 6,803 9,038 11,267 631 50歳以上 57,000 40,617 480 1,807 5,230 8,866 60歳以上 37,235 31,511 204 3,575 284 1,661 単独世帯を除く一般世帯数 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 40歳以上 34.4 87.5 9.5 41.1 18.0 44.8 50歳以上 27.5 81.6 2.5 23.8 14.2 34.1 60歳以上 18.0 0.3 63.3 5.7 20.2 7.5

平成22年国勢調査福井県独自集計報告書 ~人口等基本集計分~

福井県 総合政策部 政策統計課 人口・生活統計グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号 電話0776-20-0273(ダイヤルイン) 0776-21-1111(代表)内線2376

政策統計課ホームページ

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/toukei/

